

第1回 河南町総合教育会議 議事要旨

日 時 平成27年8月25日(火) 16時20分～17時52分

場 所 河南町役場3階301・302会議室

出席者 町長 武田 勝 玄

町教育委員会 委員長 三宅 恭 子

町教育委員会 委員長職務代理者 安 居 美千代

町教育委員会 委員 土 井 修 市

町教育委員会 委員 内 堀 裕 規

町教育委員会 教育長 新 田 晃 之

(町職員出席者)

総務部 木矢部長、教・育部 久保部長、教育課 辻本課長、こども1ばん課 湊課長

事務局 : 総合政策部 森田部長、秘書企画課 森課長補佐

1 開会

(森課長補佐)

それでは、ただいまから平成27年度第1回河南町総合教育会議を始めさせていただきます。私は、司会進行を務めさせていただきます秘書企画課の森と申します。よろしくお願いいたします。

皆さまにおかれましては、教育委員会定例会でお疲れのところ、貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

この会議につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」第1条の4第7項において、総合教育会議の定めるところにより、議事内容等を公表する必要がありますことから、録音させていただきますので、ご了承ください。

それでは早速ですが、開会にあたりまして、武田町長から一言ごあいさつを申し上げます。

2 町長あいさつ

(武田町長)

皆さん、改めましてこんにちは。法律で定められました総合教育会議、本日は、第1回目の開催ということでございます。資料の4、新聞のコピーをみていただきたいのですが、この内容はですね、総合教育会議、河南町は今日1回目の会議を開催させていただくのですが、6月1日時点で4割が開催しているという文科省が調査した結果です。このくだりがですね、何か理由があって開催していないのではないかと、というそういった見方しかできないのかもしれませんが、本町は6月時点では開催していませんけれど、何もできないから開催しないということではなく、開催をしないようにしていたものでもなく、ほっとおいてほしいという個人的な思いがあったのですが、そういう思いも今日で解けました。今日は、ご出席いただきましてありがとうございます。

法律の改正等については、大体のことをもうご存知なので、くどくど申し上げないのですが、

首長が教育行政に関わるということが、非常に大きな改革であります。教育の中立性や教育の純粋な中身に対して首長がどう関わればいいのかということが、一番、世の中や学校現場の先生方が興味のあるところであると思いますが、それはこれからこの会議での議論が深まっていけば明らかになることでしょう。

法律で定められていますのは、いわゆる「大綱」を市町村がつくりなさいということがまず命題で上がっております。また、今日はですね、いわゆるフレームを決める必要があるということでもありますし、会議をオープンにしないといけないということですので、傍聴に関するあり方を決めたり、あるいは要綱を決めたりとか、そういう会議に第1回目ということでさせていただきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 出席者紹介

- ・出席者紹介
- ・配布資料の確認

4 案件

○案件（１）河南町総合教育会議の設置について（法改正概要説明）

（資料１「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）」について、森田総合政策部長が説明。）

<質疑応答>特になし。

○案件（２）会議の運営に関し必要な事項について

（資料２「河南町総合教育会議運営要綱（案）」について、森課長補佐が説明。）

<質疑応答>

（安居委員長職務代理者）

会議の「招集」の件なのですが、今日が発足ということでもありますけど、「開催の概ね１週間前までに開催の日時、場所、協議・調整事項等を公表する。」ということになっていますが、今年度の今日スタートの会議のスケジュールというか、だいたいのサイクルはどうなっているのか。毎月考えておられるのか、これは突発的に行われるものなのか、その辺り今年度の方向性は、どのようなものになっているのですか。

（森田総合政策部長）

今日は第１回目なのですが、一般的には大綱とか、方向性とか教育行政の整備に関する色々なことが議題となります。また毎年、町部局において予算を教育委員会と調整のうえ編成していくのですが、予算編成の前には１回はしなければならないかなと考えております。町長と教育委員会との調整という意味で。それ以外に、大綱の策定について、今年度に何回か総合教育会議の開催をお願いすることになると思っております。あとは、寝屋川の事件のような子どもの安全や生命に関わることとかが出てきましたら、緊急を要することなので、緊急に会議を招集するというのも有り得ます。その場合、町長が居ない場合で職務代理者を置いている場合も有り得ますので、第４条で、すぐに会議を開催できるという形で運営要綱をつくっていきたいという考えです。ですので、年間を通してのスケジュール感というようなものはないのですが、できるだけ早い段

階で会議の開催の案内をさせていただくということで、ご理解いただけたらと思っております。

（内堀委員）

招集は町長からということなのですが、教育委員会の方から招集するというようなことはないのですか。町長からの招集がなければ1年間会議がないという時もあるのですか。

（森田総合政策部長）

教育委員会が招集することはできます。それが第4条なのですが、教育委員会が、「法第1条の4第1項第2号に規定する内容」これが「緊急の場合に講ずべき措置」なのですが、これにより町長と緊急に協議する必要があるとして、教育委員会が会議の招集を求める場合は、職務代理者をもってできるというようなことが明記されています。

（内堀委員）

この職務代理者というのは固定であるのか。例えば、案件によって代わるというようなことがあるのですか。

（森田総合政策部長）

そうではなく、例えば、町長が長期入院されたとき等、町長に代わり職務を代理する人を置きますと、その人が町長の代わりになりますよということです。そういった場合に、緊急に協議することになって、町長が居ないのでこの会議が開けないということでは困るので、そういった時に限って職務代理者が招集できるということを決めているものです。これは緊急の場合ですので、今言って、今来てもらうというようなことになろうかと思います。

（内堀委員）

はい。わかりました。それと、先程、予算編成の時にこういった場があればというお話をいただきました。僕がこの教育委員をさせていただいたときに、初めての教育委員会の定例会がたまたま予算のことだったのですが、僕は元々教育委員会の事務職をしていたので、予算のことを事務局が説明してくれることは、大体はわかるんです。それを審議していく時には、そのまま通過するというような流れであったように僕は思いました。その状況があるのに、町長が入っていただいて僕らが意見を言ったところで、そのまま通ってしまうのであれば、町長が入っていただいてもあまり意味がないのではないかと思います。だから、僕らは住民に投票されて選ばれた委員ではないですけど、こういう会議がある以上は、私達の意見を通してくれとは言わないですが、何かプラスになるようなことであれば色々な形で協議できればとても意味があると思うのですが、単に通過しないといけない通り道というだけであれば、あまり意味がないのかなと思います。その辺りは、今すぐどうのこうのではなくて今後そういう方向性に向いていけるような会議体であってほしいなと思います。

（町長）

私はタイミングだと思います。予算の草案が大方出来上がった時の説明会ではなくて、定例会というのは少なくとも毎月1回開催されているのだから、子どもたちのためにこういう事業が必要であるとかいうアイデアはですね、随分お持ちですよ、それを毎月毎月のご議論からですね、厳格に予算化していくというふうにできればと思います。それには教育委員との意思疎通、あるいは思いがですね、教・育部がまとめてくる原案の中にそれが入っていれば、私は別にこういう会議で議論しないでも構わないと思います。

（内堀委員）

そうなんです。例えば、予算一つひとつ理解できるかと言われたら理解できない部分も当然

多々ありますよね。ただ、わかる部分それぞれそれなりの部分もあるので、やっぱり金額が出てきたということは、僕らは少なからず何週間か前にいただいて、その予算に至った経緯、算出根拠ぐらいは見てですね、知識はないですけどもそれを見て、責任を持った審議の一つであるべきではないかと思うのです。今ここで、パッと出されてこれでいいですかと言われても、見る間もなければ、審議する時間もないのが現状というのが正直あったので、やはり事前にこうなって、こうなっていますという説明があって然りなのではないかなと思いますけど。だからそういったことがある前提で、町長が入っていただいて、色々な議論ができればいいのかなと思います。

(町長)

私は、そういうふうに行っていくべきだと思いますよ、この総合教育会議は。

(森田総合政策部長)

町長が言われたタイミングであろうと思います。もっと事前の段階、本当にこの予算をどうするのかというテーブルに乗せる時に話ができればと思います。

(内堀委員)

だから、従来からの継続事業であったり、あるいは新規事業であったりしても、そういうのに審議を求める時には、そういう資料があって然りではないですか。

(教育長)

ルーチンとか、継続事業とか、一般の事業や予算のもの等は、ここの場所では議論することはない。総合教育会議の中では、新しい事業または新しい行為、例えば、まさに小学校統合の問題、教育施設を新たに造るとか、潰すとか、もしくは昨年から始めているシンガポールの海外研修とか、そういう新事業や大きな方向性を変えようというような時に、町長とこの会議で議論し合うということです。

(内堀委員)

僕が言いたいのは、予算どうのこうのというよりも、僕らの意見を聞く耳はあるのですか、ということだけ言いたいだけです。

(土井委員)

内堀さんがおっしゃった話の関連で、予算の話で言うと、予算書をポンと置かれて、僕は1回目はさっぱりわからなかった。いわゆる独特の業界用語、何とか費、款、項が何とかでと言われてもさっぱりわからなかった。それでどんどん進めていかれて、途中で僕はカチンときて、「こんなもの最低1週間くらい前に頂戴よ。」と言って、当時の部長にお願いして資料をもらうようになったのですが。僕が思うには今、内堀さんが言われたことの関連で言うと、それはもうシャンシャンでいいと思う。そこで言ったところでほぼ決まっているわけなので。だからもっと以前の段階で、例えば僕自身のことで言わせてもらおうと、「中学校でもうちちょっと使い物になる顕微鏡を揃えてよ。」というふうに言いました。未だに意見は通っていませんけど、過去に何度も言っています。多分、そういうことが予算で具体的なことをつくる前に、春や夏の段階でそういうことを盛んに言っていく、そういうのでいいのではないかなと思います。具体的な数字とか、トータルな予算枠はどれくらいあって、どのくらいこれに充ててとかいうことは、事務方にお任せしていいのではないかなと思います。

(内堀委員)

僕も金額がどうのこうのとか思ってないですよ。僕も予算を組んでいたもので、急に変えられないのはわかるのですが、言いたかったのは、聞く耳があるのですかということだけなんです。予

算の説明の時に、「この金額を変えてくれと言ったら変えられるんですか。」と聞いたら、「そのまま通してください。」と言うので、それでしたら僕らは必要ないでしょう、意見求めないでいいじゃないですか、というような話をしたんですけど。予算は変えられないかもしれないですけど、話を聞く耳は持っているのですか、ということなんです。意見というものが発言する価値がある場であってほしい、結果はともあれ、というのは思いますね。

(町長)

今おっしゃったことは、どこの自治体の教育委員会もそうであると私は断言できないですが、一つは、教育委員会そのものの形骸化ということが一部で確かに言われていますが、それを新しくするというか、斬新し新しい息吹を吹き込むということで町長部局とまさに議論するという、そういう場が今始めようとしている総合教育会議ではないかなと、そういうふうに設定すれば、発展的な方向性を持ってやれるのではないかと思います。

(内堀委員)

学校に関わる災害対策とか、そういう面ではものすごく活躍できる会議ではあるかもしれませんね。

(教育長)

そもそもできた発端というのが、大津市の例のいじめ自殺の問題で、緊急時に市長部局が音頭を執った方が早いのに、教育委員会がばたばたしてしまったことと、当時、常勤と非常勤の組織体の違う体制のなかで、こういうような会議ができないというような狭間の中で、また反省のなかでこの総合教育会議が設置されることとなったのですが、そこは、この会議の設立の利点を活かした形で機動性のあるものにしていきたいと思いますね。

(内堀委員)

今回、例を挙げると失礼かもしれませんが、先程お話がありました寝屋川の事件、あれがわが町で起きてはならないことですが、例えば起きたとした場合は、それに対しての防犯体制とかいろいろなものは、教育委員会が主体ではないのですね、危機管理室になるんですね。前にそこまで大きな話ではないが、そういう話が出たとき、それは危機管理室になりますというようなことがあったので。

(教育長)

そういう意味では、まさにこの総合教育会議で、町長部局の危機管理室と教育委員会がセットでやって、行動をともにできるというのが利点になります。

(森田部長)

新聞報道等によりますと、もうすでに寝屋川の駅の周辺に防犯カメラを40台か何台かすぐに配置するという補正予算を9月に上げるということを表明されています。

(その後、「異議なし」で運営要綱(案)が承認。

運営要綱第5条第1項に基づき、町長が議長となり会議を進行。)

(町長)

それでは決めていただきましたので、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。次第4の案件「(2) 会議の運営に関し必要な事項について」を、引き続き協議していきたいと思えます。

資料3「河南町総合教育会議傍聴要領(案)」をご覧ください。会議は原則、傍聴を認めるとし

ておりますので、傍聴に関して必要な事項を定めようとするものです。

事務局から説明をお願いします。

(資料3「河南町総合教育会議傍聴要領(案)」について、森課長補佐が説明。)

<質疑応答>

(三宅委員長)

第6条の「傍聴者には、総合教育会議が必要と認める資料を配布するものとする」ということで終わっているのですが、配布した資料は会議後どうなるのですか。

(町長)

これは、傍聴者が資料を持って帰ってもいいのかということですよ。そのところ事務局はどう考えているのか。

(森田総合政策部長)

一応、配布する資料は、持って帰ってもらっていいようなものが資料であると考えています。この会議の中だけの資料ということではなくて、やはり公開ということを考えて、資料もそれを考えたうえで作成していこうかなと考えたのですが。

(教育長)

いや、この総合教育会議という場に出す資料というのは、もっと重要で、もっと専門的で、複雑で、いわゆるグレーなものが多いと思う。それを、いとも簡単に持ち帰ってもらうというのは、いかがなものかなと思いますね。

(町長)

先程、私は初めて教育委員会を傍聴したのですが、例えば、学テの資料は。

(教育長)

あれは特別です。あれは出しません。

(町長)

そういうのは、教育委員会では当然議論はするけども傍聴者には渡さないということなのか。

(教育長)

はい。

(内堀委員)

僕らの立場からすれば、教育委員会からこの総合教育会議に出さないといけない資料もあるのです。そういう場合、持って帰ってもらうと困るものもある。だから、町部局から出す資料はいいかもしれませんが、教育委員会から出す資料は出さないとするか。持って帰ってもらったら困る場合もあるので、これは回収してもらった方がいいと思いますが。

(教育長)

いわゆる、教育委員会に諮る前の総合教育会議、議会に諮る前の総合教育会議、そういうことを考えると、資料の独り歩きということも考えてもらった方がいいのではないかな。

(土井委員)

例えば、教育の大綱もまだきっちりと定まってない、あるいは大枠のことを議論している資料が、決まる前に出てしまうというのはどうなのかなと思いますね。

(内堀委員)

資料も、参考資料というような持って帰ってもらってもいいものは、配布してはどうか。

(教育長)

原則、回収とするという文言を入れておいてはどうか。

(内堀委員)

ちょっといいですか。第2条の「抽選により決定する。」ということですが、これは公に抽選するのですか。

(土井委員)

同じ第2条のところの「10名」というのは、どういうところからなのか。

(町長)

事務局、この10人とする意図と、抽選する方法についてどう考えているのか。

(森田総合政策部長)

10人というのは、会議の部屋の大きさというところから考えたことです。大会議室もありますが、この少数のメンバーで大会議室を使うというのもどうかなと思いますので、こういう会議室であれば10人がマックスかなと、特に10人にこだわってはおりません。

でも抽選するほど関心がある事項で、前もってわかるのであれば、会議の場所等を変えてやってもいいのかなと思っています。

(内堀委員)

例えば、学校の統合というような話の場合、莫大な人数が来ますよ。

(森田総合政策部長)

定員は10名なのですが、第2項で「勘案して定めることができる。」としていますので、これでもありかなと。その時々で定めることができるので、会議の中で決めていただけたらいいのかなと考えています。

(内堀委員)

その条項を入れているのであれば、問題はないと思います。あとは抽選方法ですね。抽選する場合は非公開なのか、どのように抽選するのか。

(森田総合政策部長)

方法としては、くじ引きのような形でいいかなと考えています。1回目・2回目のくじとかそういう設定は特に考えてはいません。

(教育長)

あと、先程の資料配布の件はどうなったのか。

(森田総合政策部長)

皆様方のご意見を尊重しますと、配布はしないけども、見せることはできるというような形で、「資料を閲覧に供するものとする。」という形に変更させていただくということでしょうか。

(内堀委員)

傍聴に来る人は大体、持つては帰れないという意識は持っていると思うのですが。

(森田総合政策部長)

ここ(第6条)に書いてあるとおり、総合教育会議が必要と認める資料は出すが、これは必要でないと認められる場合は出さないということになります。

(内堀委員)

この会議をやりますよというのは、100%事前にホームページとかに案内が出ているという

ことになるのですか。

(森課長補佐)

そうですね。概ね1週間前くらいまでには出す予定です。

(久保教・育部長)

その時に、これは公開しますよとホームページに掲載するのか。

(町長)

だから、非公開とする場合もあるのですから、必要であれば非公開にするのですから、その場合はホームページには掲載しないということです。

(内堀委員)

2部構成でもいいのでしょ。1部で非公開としたうえで議論のうえ、2部でオープンにしたうえで、傍聴者も入れて会議をするというような。

(土井委員)

教育委員会でもそういう会議はありますね。

(内堀委員)

2部構成的な方法もありということですね。

(町長)

はい。そういうこともありということです。

それでは大体、意見は出ましたでしょうか。これについては、これでよろしいでしょうか。

(森田総合政策部長)

それでは、第6条につきましては、「資料を閲覧に供するものとする。」とし、ただしということで、先程の運営要綱の第6条にありますように、このただし書きから後の部分「ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるとき」は、閲覧に供しないという表現にするということではよろしいでしょうか。

(町長)

それで漏れはないのか。

(森田総合政策部長)

はい。大丈夫だと思います。

(内堀委員)

それで例えば、どこかの資料のように出てきたらほとんどが真っ黒に塗りつぶされていたというようなものなら、配布しても仕方がないので。

(町長)

実際このたたき台(案)自体は、全国のどこかでやっているものであり、色々なところから引っ張ってきて作ったものであるはずなので。

(森田総合政策部長)

大体、大阪府のものに沿って作ったものです。

(内堀委員)

僕らというより傍聴者が見たときに、突かれるようなことがないようなものにしておいてもらえたらと思います。

(町長)

また、その時々で、会議で変更をかけるということもありなので、今日はこれでよろしいでしょうか。

（「第6条を一部修正する」ということで、傍聴要領（案）が承認。）

○案件（3）その他

（町長）

続きまして、次第の4（3）の「その他」ということで、「大綱」を策定していかなければならないということでもあります。「大綱の策定」に関して、事務局から説明をお願いします。これは、資料はないのですか。

（森田総合政策部長）

資料はありません。この「大綱」についてはですね、町長が策定する、町部局が一体となって策定するというございます。これは、国の教育振興基本計画における基本的な方針というのがあるのですが、これを参考としまして、河南町の実情、地域の実情というものをに入れて策定していくことになります。こういった実情というものを、この総合教育会議において議論していただいたうえで「大綱」というものを策定していく、そういった場合は当然事務方において調整はするのですが、協力して策定していきますので、よろしくお願いします。

あと、「大綱」が対象とする期間ですが、これにつきましては、法律では特に定めはないようございますが、町長の任期が4年、新しい教育長の任期が3年ということもありますので、その辺りを考慮し、何年にするかということも含めて議論していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。大体のところでは、4・5年間かなと考えておりますが、これは決まっておりますので、ここで議論していくことでもあります。

それと、河南町の第四次総合計画が平成32年、2020年までの計画となっております。また、これに併せて現在、地方創生ということで、河南町においても総合戦略・人口ビジョンを策定中でして、総合戦略隊、通称TPPというのですが、そこで19人程、各部局から出てもらって今、何回かミーティングをしておりますして色々な案を出してもらい、取りまとめを行っております。総合計画的なものを総合戦略においても策定していけるかなと考えております。そういったものをセットで、「大綱」というものを策定していけたらと考えておりますので、ご協力の程よろしくお願いします。

（町長）

この「大綱」について、委員の皆さん、思いやご意見等はございますでしょうか。

（町長）

「大綱」を策定していく段取りとしては、今事務局が言いましたように、地方創生と絡めてやっっていけないといけない、町の子どもたちをどう導いていくのかというのは、地方創生の大きなテーマの一つだと思うのです。そこで、総合戦略として練ったものをまたこの総合教育会議を開いて、意見をもらったということを最低1回は、やらないといけないでしょうね。

（森田総合政策部長）

地方創生は「まち・ひと・しごと」なのですが、この「ひと」というのは、子どもがメインであり、地方創生のメインディッシュには間違いないと思います。

（町長）

子育て・教育をここでしたいという親御さんがどっと増えるとなれば、人口減少を食い止める

ことができる大きな策であり、これは「一丁目一番地」というくらいの価値があると思います。そんなところで、今T P Pが議論していますので、タイミングを図ってまた議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○意見交換

(町長)

ということで、今日は大方のことは議論できたということで、最終的にここからプレストみたいな、意見を言う場をつくりたいと思います。

皆さん、何かご意見等を出していただけたらと思います。

(町長)

先程、土井先生がおっしゃった顕微鏡のこともあるのですが、私の思いとしては、特色ある河南町の小学校・中学校、あるいは幼稚園・保育園を含めてですね、教育と保育を一体として考えています。普通、教育委員会はですね文科省のライン、保育園はですね厚労省のラインですが、河南町は違う。教育委員会は子育ても教育もみんな所管するということに考えています。子どもたちをどうやって育てて、教えて、将来社会で活躍していけるか、あるいは大人になって次の世代をまたどう教えていくか、というようなことはみんなが願っていることですので、それに対して子育て行政・教育行政としてどう取り組んでいくかということです。

(土井委員)

顕微鏡のことを言ったのは、一つの象徴としての話なのですが。

(町長)

いや、その顕微鏡の話をしたら、「絶対その顕微鏡をほしい。」というかもしれませんし、例えば音楽でもプロの演奏家を招いて子どもたちに聴かせてあげたら、「こんな楽器がほしい。」と言うかもしれない。まあ、お金が限られていますので、すべてのことは無理でしょうけど。

(土井委員)

教育委員会でそういうことを言わせてもらう時に、僕はお金のことは頭にはないし、理想論的なことなので、現実におろすということになると僕が考えることではないのですが。僕が以前、町長と教育長にお話させてもらったことがあるのですが、河南町のキャラクターというか、どういうふうなまちにしていくかということなのですが、僕が思うには、すごい企業を引っ張ってきて、そこで人を集めてとかいうことは望みが薄いことだと思います。以前にもお話したことがあるのですが、一言では言いにくいのですが、このまちで住んでいて非常に住み心地がいい、多分大阪では河南町は田舎ですけど、大学時代の同級生がうちの家に初めて来た時にも山の斜面に住んでいるものと思われていて、バスを降りた時に「結構平地やないか。」と言われたことがあったのですが、大阪では山の方ですけど、有り難いことに1時間かそこらで大阪市内に出られるところですし、僕は個人的に非常に愛着を持っていて、ここで生まれ育って良かったと自分では思っています。

そういうふうに皆さんが思う、あるいは思わせるとなった時に、じゃあ何をもってそういうふうにするかとなると、一つは田舎ということのを逆手にとれば、非常に自然が豊かであるということですね、とにかくここで仕事を得るということは非常に厳しいので、仕事は1時間かそこらで都会に出てしているわけで、帰ってきてここで住むという時に、そこに豊かさを感じる、そんな町になったら僕は個人的にそう思っています。

そうするためには、子どもたちにどういうふうに育ってもらうようにするかとか、非常に大げさに言えば、総合文化会館という言い方をしましたけど、そんなものもできればと、もちろんお金のことは考えていませんけど、そういう中で具体的なことを、顕微鏡もその一つかもしれませんけど、これをやるためにはこういうようなことを、というような位置づけがあって、その時々で考えていけたらと、うまいこと表現はできませんけどもそういう思いはあります。

あと、学校協議会に参加して思ったことがあるのですが、学校で小学生に国語の辞書の引き方を教えるためのそういう辞書があるのですが、児童が学校に入ってきた時に一人ひとりに教科書を配布する時に「一緒に辞書を購入させているのか。」と聞いた時、「購入させていない。」ということだったのですが、私事です、うちの孫が学校に入った時にはそれを買わしていて、すごく辞書を引かしている。その先生が優秀な先生だったので、その先生の判断でそういうふうにやっておられたのかわかりませんが、一つ引いたらその辞書に付箋をつけて付箋の数を数えてお互いに競争させていたので、みんなすごく辞書を引いていました。

(町長)

我々が中学校に入った時には、英和辞典とか和英辞典とかをもらったか買いましたよね。

(土井委員)

一人ひとり買えとなると抵抗があるかもしれないので、せめて子どもの人数が少ないので人数分ぐらいは何かならないのかなと思ったのですが。

(安居委員長職務代理者)

昔は、幼稚園の修了の時に、漢和辞典をお祝いにあげていました。それと、小学校卒業の時に、英和辞典を小学校のお祝い品の中でもらっていたように思います。

(土井委員)

それですね、ひょっとすると町長と意見が対峙するかもしれませんが、英語は英語で僕は大事だとは思いますが、これからの子どもにとってもそうだと思うのですが、やっぱり国語を疎かにしたら絶対だめだと僕は思います。それは単に言葉ではなしに文化であり、我々の歴史でもあるわけですので、そこを疎かにしてはだめだと思いますので、せめて小学校の低学年ぐらいの時に、辞書の引き方ぐらいは慣れておいてほしいなと個人的にはそう思っています。

(教育長)

資料５・６につきましては、割愛させていただきます。

先程の学テの話で、ちょっと補足したいのですが、先程小学校の英語の特例校をとりたいということで、例えば生活の時間と総合の時間を削って英語の時間にしますと、ただ、今、土井先生がおっしゃったように国語の時間は削ってない、削ってないのですが削るということになるとその時間しかない。町が国際的に見ると、総合的な学習とか生活の時間で非常に子どもたちがいろいろな応用力・活性力を身につけているので、国際的に学力が向上しているのはその時間をしっかりとやっている学校であるということが報告されています。そこで一定のジレンマというか葛藤もそこに発生したのですが、ここで英語そのものを止めるわけにはいかないということで継続したというのが、今回の選択なのです。

ただ、生活の時間を削った、総合の時間を削ったというのは、私としてもどこかで気にはしているところがあります。何を言いたいかというと、今回ちょうど学テの結果が出ました。数学Bを見てほしいのですが、数学Aはそこそこの点数を出してくれているのですが、ところがBになると極端に落ちている、全国も、大阪府も落ちているのです。ところが、この点数の配分から

すると、国とするともうちょっと上がってほしいのだけれど、全国的にもここに収まってしまっている、国際的にはもうちょっと高い、本来ならばもうちょっと高い数字を出すべきなのに、ここで収まってしまっているというのが現状なのです。

本来ならば、生活の時間とか、総合の時間とかで培った今持っている知識を活かして行動・活動するような学習体系が望ましいのだが、時間も差し迫って英語に特化しているというのが痛いところだなと思っています。そこで、先程の教育委員会で三宅委員長からもあったのですが、どんな問題なのかという話があったので、数学Bだけコピーしてきました。

<中学校数学Bの問題を配布>

それを見ていただくとおもしろい。時間もないのですが1番だけ解いていただきたい。
中学2年生ですが、やっぱりここは色々な経験をしないと解けない、こういう落とし穴がある問題を作っているのだなと、私もびっくりした。1番の1問目は簡単に答えが出ます。次、2問目なのですが、「スクリーンの高さが4.8m、幅が5.6mです。投影面積をスクリーンからはみ出さないようにできるだけ大きく映したい、投影距離は何mにすればよいですか。下のAからEまでの中から正しいものを1つ選びなさい。」という問題です。これは掛け算ですが、縦・横、総合を考えないといけないのですが、それが生活の時間で身につける力であると言われています。ここで単純にEの8mだと答えを出してしまうのですが、違う。そうすると幅が足らず、はみ出した画像が映ってしまう。答えはウの7mなのです。こういうのがBの問題です。Aの問題なら8mで終わりです、Bの問題ではここに入ってくる、それを養うのには総合とか生活の時間で、色々な社会・生活体験をして日常的に必要なものを身につけてほしい、それを学習しているものを身につけてやってほしいというのが、この時間なのですけど。

(町長)

こういうのが、自分を守る、防災、生きる力となる。危険なんてものは通学路にいっぱいあって、教えられてないことが起こった時にどう対処するかということですよ。

(土井委員)

それは一つひとつのことに視点を当てているだけだと外れてしまう。二つ三つを考慮する、配慮しないといけない。

(教育長)

日本の子どもたちは、数学Aは高いけどもBが低いのは、そこが素直すぎるのです。素直すぎてずっと入ってしまうと間違える。まあこういうようなBという問題がどういうものかということをお話させてもらったのですけども、おもしろいので一回解いていただいたらと思います。

(内堀委員)

難しい。僕は習ってないですね。

(教育長)

先程言いましたように標準偏差というところが詰まれば詰まるほど、同じように知識を得ている、ばらつけばばらつくほど、わかっている子とわかっていない子が多いということです。

(安居委員長職務代理者)

ちょっと、いいですか。私の家の近くで、暗いところがあり、ここは誘拐スポットになるな、と私が思うところがあります。大人ならいいのですが、子どもたちが仮にそこで遊んで、集まっている時に車にひよいと乗せられたら、もう終わりじゃないですか。寝屋川みたいにいっぱい防犯カメラがあって、あれだけ映し出されたら日本の警察はすごいので、犯人はすぐ捕まりますよ

ね。でもそこは防犯カメラが1台もない。子どもの立場から見た時にすごく危ないなと私は感じます。まあ、お祭りとか、地域の人がいっぱい集まっている時はいいのですが、普段は誰も通っていないし、車だけなので。

(教育長)

森田部長、先程の話で、寝屋川で40台の防犯カメラをつけるという話があったが、それは誰がつけるのか。

(森田総合政策部長)

新聞報道なので、詳しくは定かではないですけど。

(教育長)

河南町も今、自治会が、町がつけたらという話になっているのだけど、住み分けしたらいいんじゃないかなと思うのだが。

(町長)

大宝は、もう25台ついています。

(森田総合政策部長)

カメラが25台追加されました。前まで4台だったので、大宝は今29台ついています。

(町長)

だから辻で、入ってくるところ、出入りするところを全部おさえたということです。

(森田総合政策部長)

あと東山に4台、白木地域で長坂と今堂と白木で1か所ずつ、あとさくら坂もつけるという話があります。

今カメラが大体20万円くらいなのですが、15万円補助する、75%補助するというので、他よりは高くしています。河南町で自治会がつけるものは、最大15万円補助するというです。

(町長)

それはもう防犯カメラは、非常に抑止力がある。今回の寝屋川でも車の不審な動きを解析して柏原へ男の子を発見しに行った。

(森田総合政策部長)

今、自治会でつけていただいたものは3/4補助しています。それで全部が賄えるかと言うと当然そうではないと考えています。

町と千早赤阪村との境界とか、太子町との境界とか、言わば家が建っているところとか村・自治会から外れるところについては、町の方で今年から予算を取りまして、大体10台くらいの予算をつけています。

(教育長)

それは、安居先生が言っておられるところは対象になるのか。

(森田総合政策部長)

まあ、境界にあたるところではありますけども。

(町長)

ただ、警察が要求しているのは、従来型のカメラならばカメラを解析するのに外注してですね、いちいち上まで登って、一人では危ないから二人で作業しないといけないし手間がかかるので、今警察が言っているのはWi-Fiタイプにしてほしいと言っている。下でパスワードとかを入

れたらデータをパソコンで取れるらしいが、ちょっとそのカメラが高い、1台50万円ぐらいして、警察も補助しないというものです。

（森田総合政策部長）

1台50万円ぐらいなのですが、今考えているのはリースで考えています。

つけるところはまだ決定していないのですが、そういう地域の外のところで危ないところから優先順位をつけて考えていきます。ちょっとその辺のことも含めて、担当部署に言っておきます。

（町長）

それでは、そろそろ事務局、締めてもらえますか。

5 閉会

（森課長補佐）

それでは、これもちまして、第1回総合教育会議を終了といたします。

なお、今日の会議内容の概要につきましては運営要綱第8条に基づき、後日、町ホームページ上にて公表させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

皆様、長時間にわたり、どうもありがとうございました。